

昭和39年度上半期における 海外移住事業団の業務の概要

(昭和39年12月)

事業団は、昭和39年度上半期においては、地方事務所の設置により、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効率的に行なうための組織を整備するとともに、地方、中央、海外を通ずる人事の刷新交流並びに職場訓練及び職員の資質の向上に努め、事務及び予算執行の迅速を図ってきた。

上半期における業務の概要は、次の通りである。

1. 総 務

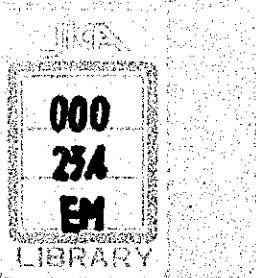
(1) 地方事務所の設置

事業団は、本部の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌させるため、39年7月1日、46都道府県に地方事務所を設置した。

記

- ① 海外移住に関する調査及び知識の普及に関すること。
- ② 海外移住に関する相談及びあつせんに関すること。
- ③ 移住者の講習及び訓練に関すること。
- ④ 移住者の渡航手続に関すること。
- ⑤ 移住者の送出及び輸送に関すること。
- ⑥ 地方公共団体、地方海外協会その他の団体との連絡に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げる事務に付帯する事務に関すること。

なお、地方事務所の名称、位置及び分担地域は次の通りである。



国際協力事業団		
受入 月日	84. 8. 21	000
		234
登録No.	13350	EM

地方事務所の名称、位置及び分担地域

名 称	位 置	分 担 地 域
海外移住事業団北海道事務所	札幌市	北海道
◇ 青森県 ◇	青森市	青森県
◇ 岩手県 ◇	盛岡市	岩手県
◇ 宮城県 ◇	仙台市	宮城県
◇ 秋田県 ◇	秋田市	秋田県
◇ 山形県 ◇	山形市	山形県
◇ 福島県 ◇	福島市	福島県
◇ 茨城県 ◇	水戸市	茨城県
◇ 栃木県 ◇	宇都宮市	栃木県
◇ 群馬県 ◇	前橋市	群馬県
◇ 埼玉県 ◇	浦和市	埼玉県
◇ 千葉県 ◇	千葉市	千葉県
◇ 東京都 ◇	港区	東京都
◇ 神奈川県 ◇	横浜市	神奈川県
◇ 新潟県 ◇	新潟市	新潟県
◇ 富山県 ◇	富山市	富山県
◇ 石川県 ◇	金沢市	石川県
◇ 福井県 ◇	福井市	福井県
◇ 山梨県 ◇	甲府市	山梨県
◇ 長野県 ◇	長野市	長野県
◇ 岐阜県 ◇	岐阜市	岐阜県
◇ 静岡県 ◇	静岡市	静岡県
◇ 愛知県 ◇	名古屋	愛知県
◇ 三重県 ◇	津市	三重県

海外移住事業団	滋賀県事務所	大津市	津都市	滋賀県
〃	京都府	大京	都市	都府
〃	大阪府	大坂	市市	阪府
〃	兵庫県	大神	戸市	兵庫
〃	奈良県	奈良	市市	奈良
〃	和歌山県	和歌山	市市	和歌山
〃	鳥取県	鳥取	市市	鳥取
〃	島根県	松江	市市	島根
〃	岡山県	岡山	市市	岡山
〃	広島県	広島	市市	広島
〃	山口県	小郡	町市	山口
〃	徳島県	徳島	市市	徳島
〃	香川県	高松	市市	香川
〃	愛媛県	松山	市市	愛媛
〃	高知県	高知	市市	高知
〃	福岡県	福岡	市市	福岡
〃	佐賀県	佐賀	市市	佐賀
〃	長崎県	長崎	市市	長崎
〃	熊本県	熊本	市市	熊本
〃	大分県	大分	市市	大分
〃	宮崎県	宮崎	市市	宮崎
〃	鹿児島県	鹿児島	市市	鹿児島

JICA LIBRARY



1023924[2]

(2) 人事の刷新、交流

上半期における概要は次の通りである。

ア、採用

本 部	新卒採用	13
	中途採用	7
地方事務所		149
支 部		18

イ、退 職

本 部		3
地方事務所		1
支 部		8

ウ、異 動

支部から本部へ帰任		2
本部から地方事務所へ転任		3
本部から支部へ派遣		2
支部間転任		3

(3) 職員研修の実施

職場訓練及び職員の資質の向上を図るため、次の通り職員研修を実施した。

	内容および名称	期 間	時間数	受 講 者	員数
1	新入職員事務講習	39年 4月6日~11日	24	新入職員	13
2	ゼロックス914取扱法	39年 4月15日	7	各課取扱者	18
3	統計数理講座	39年 4月27日~7月17日	80	山崎、北村、篠崎、米沢	4
4	新入職員移住船体験	39年 4月28日~30日	2日	新入職員	14
5	初級ポルトガル語	39年 5月7日~7月30日	36	職員希望者	8
6	初級スペイン語	39年 5月8日~7月31日	36	同 上	15
7	賃金教養講座	39年 5月12日~18日	12	資 藤	1

	内容および名称	期 間	時間数	受 講 者	員数
8	公庫等会計事務講習	39年 6月1日～30日	129	中島、西村	2
9	ソロバン実技	39年 6月1日～6日	15	新入職員他	16
10	ラ米租税制度研究会	39年 40年 6月5日～9月	月2回 (1回3日)	押本、風間、北村	3
11	中南米の企業提携実態輪談会	39年 7月1日～8月4日	12	保科、平野	2
12	会計簿記講座	39年 7月16日～8月29日	39	新入職員他	15
13	地方事務所職員事務講習会	39年 7月18日～19日	2日	地方事務所職員	47
14	NCR-160会計機取扱法	39年 7月18日～25日	30	尼崎、金木	2

(4) 諸規程の整備

上半期において整備した諸規程のうち主なものは次の通りである。

	名 称	制 定	適 用
1	海外移住事業団職員就業規則	39.4.24	38.7.15
2	◇ 職員給与規程	4.14	◇
3	◇ 文書取扱規程	7.6	◇
4	◇ 稟議規程	7.18	◇
5	◇ 監事監査要綱	8.19	39.4.1
6	◇ 監査規程	8.31	◇
7	◇ 被服貸与規程	9.16	◇
8	初任本俸、昇格及び昇給に関する細則	9.28	◇
9	移住センター組織細則	9.18	10.1
10	移住者輸送引率員取扱要領	7.24	7.1
11	移住者保護費支給要領	8.13	4.1

(5) 運営審議会及び海外移住懇談会の開催

ア、第2回運営審議会を7月17日事業団理事長室で開催した。

今回は委員13名の出席を得て、40年度業務運営方針、予算編成方針等について審議が行なわれ、委員側から

(イ) 移住に直接関係のある進出企業への資金援助

(ロ) 日伯混合委員会の開催

(ハ) 現地教育の実情

(ニ) 受入国と送出国との関係

等について質疑がなされた。

イ、第2回海外移住懇談会は、7月22日事業団理事長室で、会員13名の出席を得て開催され、事業団側から40年度の業務運営方針、予算編成方針等を説明し、これについての会員各位の意見を拝聴した。

ウ、懇談会

第2回懇談会は9月7日赤坂プリンス・ホテルにおいて、自民党国會議員10名の出席を得て開催され、事業団側から40年度の業務運営方針、予算編成方針及び40年度予算概算要求を説明し、議員各位の意見を拝聴した。

2. 調査

(1) 移住者動態調査の実施

戦後の移住者の実態を把握する基礎的資料とするため移住者の現住所、現職その他の消息を調査し、

①渡航年次順

②出身都道府県別渡航年次順

③移住先国別（伯国は事業団支部別）渡航年次順

の3種の名簿を作成し、関係者に配布して常に加除訂正を加えながら、移住者の実態を明らかにしようとするものである。

調査計画は次の通りである。

- ア、調査期間 昭和39年6月～昭和40年3月
- イ、調査員 海外支部及び国内地方事務所職員。
必要に応じ外部団体に依頼する。
- ウ、調査地域 ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、
ドミニカ、メキシコ、ウルグアイ、ベネズエラ、チリー、
コロンビア、日本国内。
- エ、調査対象 戦後の移住者約17,000世帯。
- オ、調査方法 本部備付けの移住者台帳を複製した調査票を支部・地方
事務所別に分類配布し、各支部・地方事務所において、
必要事項を記入の上本部に返送し、本部において名簿を
作成する。
なお、39年度においては、渡航年次順の名簿を完成す
る予定である。
上判期においては戦後移住者(38年11月船まで)を
記載した名簿原稿を作成し、地方事務所から返送された
調査票から調査事項の転記を行なった。在外関係では在
外公館に依頼した、ウルグアイ、ペルー、コロンビアの
移住者について返送があり、支部における調査結果は下
半期に判明する予定である。

(2) 移住希望者予備登録制度の実施

本部及び各地方事務所で移住相談を受けた移住希望者の実態を把握し、
選出計画、啓発活動等の基礎的資料とするため、今年度から実施した。上
半期においては次の通り実施し集計表を6・8月の2回作成した。

第2回目の集計結果は選出予定数の算出基礎に用いられた。

- ア、実施方法 各地方事務所は移住相談を受けた者について、予備登録
カード(ホール・ソート・カート)を2部作成し、1部
を本部に送付する。本部はそれを保管・集計する。

イ、今期末予備登録数 23 府県事務所分 約 300 件

(3) 移住地農家実態調査票集計の実施

農業移住者の実態を定期的、継続的に調査、集計、分析し、その現状を把握するとともに今後の営農計画、指導及び移住啓発の資料とするため移住地農家実態調査を毎年度実施しているが、上半期においては次の集計を実施し、中間試算図表集（部内限）を作成した。

ア、調査の期間	37年度及び38年度
イ、調査員	支部職員
ウ、調査地域	各支部管内の集団移住地計46地区
エ、調査対象	同上地区内の1,179世帯
オ、調査方法	戸別訪問によるきょとり

上記図表集は、在外各支部へも送付し、集計結果に対する意見を求め、返信あり次第合せて12月初旬最終的資料として印刷する予定である。

3. 啓 発

(1) 刊行物の発行

月刊機関紙「海外移住」（1回2,200部）を6回発行したほか、主なものとしては海外移住シリーズの中のブラジル編「躍進するブラジル」（10,000部）を作成した。

(2) 「海外移住週間」の実施

8月中旬、全国的に海外移住週間を設け、各都道府県、同海外協会その他関係団体等の協力を得て、各地それぞれの新企画をもつて本週間を実施した。なお、本部よりは展示品（民芸品、写真）映画の貸与を行なうとともに、講師の派遣を行なつた。

(3) 展示会、講演会、映画会、移住相談会の実施

都道府県の各所において、事業団県事務所単独又は関係団体との共催により、延27会場で開催した。

(4) 移住相談

上半期における手紙による相談件数は782通であった。

(5) 報道関係者会議の開催

報道関係者の海外移住事業に対する理解を深めるため、8月に中央及び地方において報道関係者との懇談会を開催した。

(6) 論文の募集

7～8月の2カ月間に亘り、全国の中学・高校生を対象とし、各地方事務所を通じて、海外移住に関する論文を募集した。応募者数は中学265通、高校350通であり、各10名の入選者を表彰し、内各5名の優秀入選者を8月30日神戸から横浜まで「あるぜんちな丸」に乗船見学させた。

(7) テレビ放送

ドキュメンタリー「ラテン・アメリカに生きる」を4月から6月にかけて10回に亘り、東京・大阪をキーステーションとして全国に放送した。

(8) 有線放送

フィルムレコード「デイスコ海外移住」を4種類作成し(20,000枚)、全国230万戸の農家を対象として随時放送している。

(9) 映画の作成

映画「ラテン・アメリカに生きる」のプリント8種(68本)を作成するとともに、改訂版「伸びゆくバラグアイ」を作成して全国に貸出し活用している。

(10) 海外教育推進高校担当教師全国連絡会議の開催

9月現在、海外教育推進高校は全国で837校に達しているが、去る8月29日～31日の3日間に亘り、神戸移住センターにおいて、各県1名の代表教師による「海外教育指導に関する連絡会議」を開催し、海外教育のあり方、方法等についての基本問題を討議した。

(11) 国内開拓地の現況調査の実施

国内開拓地に対する移住啓発活動上の基本的計画を策定するため、9月末各地方事務所を通じて、各県別開拓地の現況調査を実施した。

02 海外移住研修所（第5期生）

当初23名の合格者があつたが、ブラジル希望の者は、携行資金（農業関係5千ドル、商業関係1万ドル）を必要とするようになつたため（伯国外務省発回章5000号）入所辞退者が続出し、結局12名が4月8日入所した。途中工業関係2名は秦野職業訓練所に移籍し、1名が退所した。現在10月末の終了式を控えて、残る課程を研修中である。

03 海外移住相談員

都道府県における移住相談の補完を期するため、各県に海外移住相談員を委嘱することとし、各地方事務所に適任者推せんを指示した。

04 一時（訪日）帰国者への感謝状贈呈

訪日帰国者滞日中、移住啓発に協力された方に対し、感謝状を贈ることとし、各県事務所に対象者推せんを指示した。

4. 移住者に対する訓練及び講習

事業団は、移住者に対し移住後の現地社会への適応を高め生活の安定と経済的發展を容易にするため、移住者に必要な訓練及び講習を行なつていながら、本年度は4月から9月まで次の通り実施した。

第1回	期 間 場 所 対 象 者	昭和39年4月15日から4月28日まで（14日間） 茨城県東茨城郡内原村、農林省農政局農業研修室 及び神奈川県園芸試験場 アルゼンチン花卉青年 10名
第2回	期 間 場 所 対 象 者	昭和39年5月18日から5月22日まで（5日間） 岩手県二戸郡奥中山、奥中山農村センター アルト・パラナ移住者 33名
第3回	期 間 場 所 対 象 者	昭和39年5月21日から6月19日まで（30日間） 茨城県東茨城郡内原村、農林省農政局農業研修室 コチア産業組合青年 33名
第4回	期 間 場 所 対 象 者	昭和39年9月2日より10月1日まで（30日間） 茨城県東茨城郡内原村、農林省農政局農業研修室 コチア産業組合青年 13名

5. 移住者の送出国

上半期における移住者送出国数は703名であり、国別の内訳は下記の通りである。

なお、事業団設立後に送出国された移住者は、39年9月中旬まで1,679名であり、国別ではブラジル1,343名、アルゼンチン159名、その他177名である。

国 別	人 数
ブラジル	489人
パラグアイ	124
アルゼンチン	80
ウルグアイ	9
ボリビア	1
合 計	703人

6. 技術移住関係業務

(1) 調査（技術移住調査）の実施

ブラジル及びアルゼンチン技術移住者の就労先及び潜在求人会社の実態について労務管理面より調査を行なうとともに資料の収集を行なった。

調査の概要は次の通りである。

- ア、派遣期間 昭和39年7月28日～9月10日
- イ、調査派遣員 本部職員1名及び労働省職業指導官1名
- ウ、調査地域 ブラジル及びアルゼンチン
- エ、調査項目 (1)現地企業の労務管理及び職業分類の実態
(2)職業紹介状況と労働市場
(3)技術移住者の生活実態
- オ、調査方法 (1)工場視察調査
(2)聞き取り調査

ロ) 資料調査

(2) 啓 発

ア、印刷物による啓発

潜在技術移住希望者の顕在化と、技術移住希望者に求人事業所の紹介、移住の申込みから渡航までの諸事項を解説した技術移住（求職）案内 5,000部、技術移住（求人）案内 2,500部を印刷した。更に「技術移住者あつせん」ポスター 13,000枚を作成した。

イ、映画フィルム の貸出

スポーツニュース社製作に係る映画フィルム「ブラジルに逸出する日本産業」を購入し、事業団製作の「ラテン・アメリカに生きる－技術移住編」とともに各地の僱しに貸出しを行なっている。

ウ、ポスターの電車内掲載

技術者・技能者が多く就労し或は、通勤のため利用している工場地帯走行の電車内に「技術移住者あつせん」ポスターを中吊り掲載した。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| (ア) 大阪国電 | 8月29日～30日 | 10月23日～24日 |
| (イ) 名古屋国電 | 7月21日～25日 | 10月21日～26日 |
| (ウ) 西鉄北九州線 | 7月21日～25日 | 10月21日～25日 |
| (エ) 長崎市電 | 7月21日～25日 | 10月21日～25日 |

(3) 相談及びあつせん

ア、移住啓発相談の委託

第1・四半期に限り、事業団法第21条1項2号に基づき技術移住相談業務の一部を次の12海外協会に委託し、実施した。

- (ア) 埼玉県国連海外協会
- (イ) 千葉県海外協会 (39年7月解散)
- (ウ) 山梨県海外協会
- (エ) 石川県海外協会
- (オ) 愛知県海外移住協会

- (ウ) 福井県海外協会
- (エ) 京都府海外協会 (39年7月解散)
- (オ) 大阪府海外協会
- (カ) 兵庫県海外協会
- (キ) 広島県海外協会
- (ク) 山口県海外協会
- (ケ) 長崎県海外移住協会 (39年7月解散)

イ、精神(性格)検査用材料の配布

質を重視した人物選考を実施するため、3ヶ年計画の第一年次分として、15地方事務所へストップウォッチを配布した。

ウ、求職連絡状況

- (1) 上半期においては技能者45名を求職連絡し、40名のあつせんを行ない5名が未決定である。
- (2) 前年度より繰越した未結合求職連絡者(技能者)60名についてあつせんを行ない、現在その中17名についてあつせん継続中である。

エ、求人開拓状況

- (1) 9社から15職種92名の求人を受理し、このうち4社9職種25名については、啓発あつせんを行なった。(残りの5社67名については12月1日から啓発あつせんを行なり予定である。)
- (2) 計画移住枠(SUPRA枠)を新らしく4社66名獲得した。これでも有効計画移住枠は繰越分24社271名を加え337名及びその家族同伴者となる。

(4) 移住者に対する訓練、講習

上半期における技術移住者の訓練・講習の概要は次の通りである。

第1回 期日 6月8日～6月13日、対象者17名

場所 神奈川県秦野職業訓練所

(5) 援 護

ア、技術移住センターの建設

技術移住者の現地生活態勢の確立と初期の就労態勢準備を援護するため、サンパウロ市内（中心より10.5軒）の土地5,240平方メートルを購入し、2カ年計画で建設に着手した。

7. 移住者に対する援助及び指導

(1) 農業移住者に対する相談及び指導

ア、一般概況 既入植者に対する指導、援護に重点を置き、人事の交流、指導組織、試験機関、機能の現場移行等、現地の実情に即して支部体制の強化を図つた。

イ、サンフアン対策 サンフアン移住地の米価低落等の原因による行詰りを打開するため、調査団の意見に基づき総合的対策を立案し、それに伴う予算措置等を立案した。

ウ、営農計画の検討 重点入植地である第2トメアス営農計画の改訂、検討、今後の入植が予定されているラーモス移住地営農計画の検討を行なつた（近く募集要領完成の予定）。又、諸情勢の変化特に桐油の将来に対する考慮に基づき、イグアス移住地の営農計画を再検討し、畜産を大巾に取り入れた計画素案を策定した。

エ、試験農場 「営農相談及び指導対策要綱（案）」をもとにして、営農指導を効果的に行なうべく、試験農場の整備を行なつた。即ち現在、畜産の指導農場であるブラグアイ国のフラム農場は明年度より廃止し、アルト・パラナ試験農場に統合する方針とした。またガルアバー試験農場はできる限り早期に、アルゼンチン国ミシオネスの公的営農指導機関（IATEM）に移行する方針を決定、同機関に対し、技師派遣方、事業団との連絡の綿密化、更には同試験農場の運営をIATEMの経費で行なうよう折衝した（現在回答待ち）。

試験農場一覽表

試験農場	国名	面積	昭和59年度 認可予算額	備考
アルト・パラナ	パラグアイ	100ha	2,526千円	油桐優良品種展示、柑橘・ラミー ケナフ・雑穀の品種比較試験
フラム	"	199	2,574	畜産指導・改良牛導入・牧草特殊 検定
イグアス	"	107	3,357	特用作物の生育調査、虫害防除
ガルアペー	アルゼンチン	44	1,922	香料作物の生育調査と生産力検定 土壌腐亡試験、ユーカリ・パユナ 松の生育調査
サンフアン	ボリビア	100	3,788	小麦・陸稻の機械化試験、ジュー ト・ケナフ等の生産力検討
モンテ・アレグレ	ブラジル	232	3,205	ゴム・デンデ椰子・ココ椰子・そ の他の品種間生産力検定

(2) 生活一般の相談及び指導

ア、現地保護費の支給

事故又は疾病等により困窮した移住者家族に対し、現地保護費を支給した。支給人数、金額は次の通りである。

保護費支給一覽(39.4~9)

区分	件数	単価	金額
葬祭援助	1件	10,000円	10,000円
治療	入院	50,000	100,000
	自宅	10,000	10,000
生活保護	3	64,800	194,400
計	7		314,400

イ、国援法による帰国あつせん

現地において生活が困難な家族で、日本への国費たてかえによる帰国

がやむを得ないと認められた場合、国援法の適用を領事館にあつせんした。

国別国援法適用帰国者一覧(39.4~9)

国名	人数
ブラジル	14人
アルゼンチン	2
ボリビア	3

ウ、消息調査

音信不通の移住者に対する家族等の照会、現況調査依頼に関しては、従来と同様できる限り実施したが、取り扱いに基準を設け処理することとした。なお、上半期における取扱い件数は18件であつた。

エ、その他

現地において、呼寄移住に関する手続、入国許可取得、生活相談、映画上映、殺人・盗難事件の事後処理、通関立会い、紛争調停その他移住後の生活一般の相談及び指導を行なつた。

(3) 農協等の育成

ア、農協に対する事務費の助成

戦後の日本人移住者により結成されている農協は今なおその基盤が確立されていないので、事業団はこれらの若干のものに対し、引き続き営農指導及び行政に関する事務費の一部補助を行なつた。

対象農協			
ベレン	11農協	サンタクルス	1農協
レソーフエ	3ヶ	ブエノスアイレス	2ヶ
サンパウロ	3ヶ	サントドミンゴ	1ヶ
計 21農協			

イ、サンフアン農協の陣容強化

サンフアン農協に対する特別措置として、サンタクルス支部職員3名を農協に出向かせしめ、組合の経理指導、その他運営一般を指導した。

(4) 医療及び衛生

ア、巡回医療

ベレン、サンパウロ、ポルト・アレグレ支部管区の移住者に対し、本年度から日本移民援護協会を通じ巡回診療を行なうこととなり一部実施された。

巡回医：南伯3名、ベレン1名

イ、診療所の運営

直営の医療施設として、次の診療所を引続き運営した。

診療所名	延利用人数(昭和38年度)
ベレン診療所	774人
フラム診療所	1,879
アルト・バラナ診療所	6,597
イグアス診療所	110
サンフアン診療所	2,232
ガルアペー診療所	452

(5) 教育

ア、教師謝金の補助

日本人集団移住地における教育の水準を維持するため、教師に対する謝金の補助を引続き実施した。

教師謝金補助対象一覧			
ベレン	8人	アスンシオン	35人
サンパウロ	12	サンタクルス	21
レシーフェ	2	ブエノスアイレス	3
合計		83人	

イ、教材の配布

サンファン移住地内の小学校 6 校に対し、教材費 2 4 3 千円の実施計画の承認があつた。

なお、昨年度重点的に教材の配布が認められたアスンシオン支部では、教材の大半を日本から輸入し、上半期に配布した。その際、教育展示会を催し、芭国政府関係者を招待したが、移住地教育についての認識を深めるに寄与したと認められる。

ウ、育英助成

移住者子弟奨学資金交付要領に基づき移住者の子弟に対し、交通費、寄宿費、月謝の一部補助を引続き行なうよう事務手続を進めた。

支部別奨学金支給対象者一覧

支部名 費目	ベ レ ン	レ シ フ エ	リオ・デ ジャネイ ロ	サ ン バ ウ ロ	ポ ルト アレ グレ	ア ス ン シ オン	サ ン タ ク ル ス	ブ エ ノ ス ・ アイ レス	サ ン ト ド ミ ン ゴ
交通費	30人	10人	5人	0人	22人	0人	0人	0人	0人
寄宿費	102	9	0	0	0	47	1	4	0
月謝	55	33	5	0	20	0	1	2	0

(6) その他の公共施設

ア、道路補修

パラグアイ国フラム、チャベス移住地域内道路の補修工事に着手した。又、中伯のリオホニート移住地の域外道路が水害のため決壊し、移住者の生産物搬出に重大な支障が生じたため応急対策を検討した。

イ、治安施設

第 2 トメアス移住地及びサンファン移住地に対して、受入国の施策を

補完し、治安事務所各1棟の新設を決定した。

ウ、エンカルナシオン収容所

エンカルナシオン市の公共諸施設（発電所、小学校、教会）の落成式と同時に、エンカルナシオン市最大の建築物である事業団エンカルナシオン収容所の落成式が8月19日巴国大統領の臨席を得て挙行された。

エ、その他

38年度予算繰り越しによる施設の資材搬入、工事着手が進められた。

8. 入植地業務

(1) 入植地の適地調査の実施

アルゼンチン国における小規模移住地設定のための予備調査が行なわれ、本調査予定地区をエスパランサ・サンアントニオ地区とした。なお、本格調査は40年1月伯、巴各支部の協力によりブエノス支部が実施する予定である。

(2) 国別業務の特記事項

ア、7月、伯国鈴木総支配人を一時帰国させ（7.14～8.1）、伯国における諸懸案につき業務打合せを行つた。

主な内容は次の通り

(1) グラタバラ運営方針の確認

① 現地分譲、増反の方針決定。

② 39年度をもつて工事終了（ただし、送金関係もあり40年度に繰越しが予想される）

③ 内地送金の促進

④ 遊休地対策、全拓連農場会社に対する土地貸与。

(2) 東北伯移住地の現況把握と対策の検討

(3) その他諸件（人事・代表部構想等）

イ、9月サンタクルース目代支部長を一時帰国せしめ（9.14～9.22）

）サンファン移住地の諸問題について業務打合せを行なつた。又

3月23日～5月21日の間主として本移住地の営農改善の指針を得るべく沢村団長他2名の調査団を現地に派遣した。なお目下、同移住地再建特別対策(案)を策定、関係方面と折衝中である。

(3) 造成工事

上半期における主な造成は次の通りである。

ア、アルト・バラナ移住地

航空写真測量を実施した(国際航業K・Kと請負契約を締結し、撮影及び現地測量を終了した)。

なお、図化は40年2月末までに完了の予定。

イ、イグアス移住地

国際道路沿線に50ロッテの区画割を実施したほか、道路工事として伐開1.5Km、補修0.7Km、橋梁1、暗渠4ヶ所を設置した。

ウ、第2トメアス移住地

土地分類調査のため8.1Kmを踏査し、また1.4ロッテの区画割を実施したほか、橋梁、暗渠10ヶ所を設置した。

エ、アンデス移住地

幹線排水溝の改修を州水利局が実施中であるが、事業団工事分として支線排水路工事に着手した。

(4) 土地分譲

上半期における分譲件数は、内地分譲55件、現地分譲48件、計103件となつている。移住地別分譲件数は次の通りである。

アルト・バラナ	39件	アンデス	7件	ビニヤール	8件
イグアス	21	第2トメアス	2	グアタバラ	18
ガルアベ	7	フンシヤール	1	合計	103計

9. 特殊業務

(1) 牧場業務

伯國国道建設のため、連邦交通公共事業省が要求する用地譲渡に応ずるため、チエテ牧場用地の一部約55haを同省に譲渡した(対価の範囲内の工事(暗渠等)施行を条件としている。39.5.1外務大臣認可第18号)

(2) 倉庫業務

ア、エンカルナシオン第1倉庫

イタブア農協連との賃貸契約が9月末日で満期となるので、更改準備を行なった。

イ、エンカルナシオン第2倉庫

イタブア農協連と賃貸契約を締結すべく準備中である。

ウ、サンタクルース第1倉庫については、サンフアン組合と、サンタクルース第2倉庫については沖繩組合とそれぞれ賃貸契約を締結している。

10. 融資業務

(1) 資金の貸付

現地融資の本部扱は13件50,136千円で予算額に対し24%、伯國現地法人扱は73,803千円で27%の進捗率を示した。

渡航前融資は18件8,800千円実行し進捗率は18%であった。

(2) 資金の回収

本年9月末までの回収実績は、本部25,893千円、伯法人34,045千円で、本年度回収予定に対し本部16%、伯法人52%となつている。

本部扱分の低率は、伯國豊和等企業融資の未収、ポリビア及びドミニカ移住地の回収不振が主因であるが、更には下半期により多額の回収が予定されていることによる。

(3) 今後の貸付見込

中南米諸国の農業は9~12月が一般的な植付時期となつており、下半期には資金需要が一層顕著するので貸付も増加が見込まれる。

また、伯国については6月に予定していたスワップ取組が上半期中に実行できなかつたため、資金が枯渇し相当の案件の貸付実行が下半期に持ち越された。スワップ取組が実行されれば貸付は急増する見込みである。

